

# 自転車指導啓発重点路線(岐阜中警察署)



## 選定場所

国道157号・市道(忠節橋通り)  
 県道岐阜羽島線(金華橋通り)  
 国道256号(長良橋通り)

## 理由

朝夕の通勤・通学の為、JR 岐阜駅や名鉄岐阜駅へ向かう自転車利用者と長良川以北の高等学校等へ向かう通学者が多い為

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反携帯**

- ・ 歩道で徐行や一時停止をしない
- ・ 並進での進行
- ・ ながら運転

今一度、確認を

## ・ 歩道は歩行者を優先

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれる速度で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう

## ・ 並進での進行禁止

自転車などの軽車両は他の軽車両と並進してはいけません。

## ・ ながら運転は危険

片手運転になったり、周囲の確認がおろそかになります。重大な事故につながる行為です絶対にやめましょう。

自転車関連事故発生状況 (R1~R3合計)

区分	岐阜中警察署管内	
	重点地区	
自転車関連事故	1973	218

## 自転車は、車と同じ車両です。

- ・ 自転車利用者の中には、自転車の交通ルールは、歩行者と同じだと思っている方が見られますが、それは、間違いです。
- ・ 事故の原因をみると、自転車側のルール違反も目立ちます。
- ・ 交通ルールを守り、安全運転をお願いします。